事務連絡

平成27年3月17日

　各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　各市町立学校長

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

年度末及び年度当初に係る社会保険の取扱いについて

１　資格喪失及び資格取得の手続きについて

　　平成26年度末における資格喪失及び平成27年度当初における資格取得の手続きについては、以下の例(1)から例(3)を参考に事務処理願います。

　　例(1) 26年度：3月31日まで任用　→　27年度：4月2日から任用

⇒　**資格を喪失しない**

※地方公務員法第22条第2項の規定により任用期間が再度更新できない場合において、1日（その前後に週休日及び休日がある場合は、当該週休日等を含んだ日数）を空けて、阪神教育事務所管内で任用される場合、資格を喪失しないので資格喪失届の提出は不要です。

※標準報酬月額は、3月現在の月額（等級）を引き継ぎます。昇給等により、4～6月の給与平均月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合は、7月1日以降に「報酬月額変更届」を提出し、7月分（8月徴収分）から標準報酬月額を変更してください。

※所属を異動する場合は、資格取得確認通知書の写し等、社会保険関係書類を新所属に送付してください。

例(2) 26年度：3月30日まで任用　→　27年度：4月1日から任用

　　　　　⇒　**資格を喪失する**

　　　　※月の末日(3月31日)に任用されていないため資格を喪失します。**4月3日(金)までに**資格喪失届を提出してください。

　　 　 ※4月1日以降の任用期間に応じて被保険者となる場合は、再度、資格取得届を提出してください。

例(3) 26年度：3月31日まで任用　→　27年度：4月3日以降の任用

　　　　　⇒　**資格を喪失する**

　　　　※2日以上の期間が空くので資格を喪失します。速やかに、資格喪失届を提出してください。

※4月3日以降の任用期間に応じて被保険者となる場合は、再度、資格取得届を提出してください。

【留意点】

ア　資格喪失届の提出もれが無いよう、十分な確認をお願いします。

イ　特に、3月30日までに任用期間が満了する職員（**3月31日に任用されていない職員）については、資格喪失届の提出が遅れると3月分の保険料が発生しますので、任用期間満了後は、4月3日(金)までに資格喪失届を提出してください。（※必着 期限厳守）**

ウ　社会保険の資格を喪失しない職員（例(1)の場合）について、誤って資格喪失の届出を行わないよう、平成27年度の任用予定の確認をお願いします。また、新たに資格取得（二重登録）をすることがないよう注意してください。

エ　再任用職員、新学習ｼｽﾃﾑ・主幹教諭ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ非常勤職員等の社会保険該当者についても、資格喪失届の提出もれが無いよう確認をお願いします。

オ　届書の余白欄に学校コード及び学校名を記載していただいていますが、資格取得届については、備考欄に被保険者の職員コード又は非常勤名（「新学習」「主幹マネ」等）も記入してください。

２　社会保険料の徴収について

　　平成26年度の社会保険料の徴収状況について、徴収誤りが無いかを再度確認していただき、

　必要に応じて別添「社会保険料還付・徴収依頼書」及び添付書類の提出をお願いします。

３　届出様式について

　　現在、資格取得届・喪失届等、健康保険・厚生年金適用関係の届出様式について、日本年金機構の

　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/index2.jsp>）からﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできます。また、資格取得届・喪失届、被扶養者（異動）届、被保険者台帳の様式について、別紙のとおり添付しますので、適宜ご利用ください。

４　年度当初の健康保険証交付事務ついて

　　年度当初においては協会けんぽからの健康保険証の発行が遅れることが予想されます。

健康保険証が交付されるまでの取扱いについては、原則、平成22年3月16日付け文書のとおりですので、該当の職員に周知願います。

なお、従来どおり希望者には資格取得証明書を発行しますが、受診される医療機関等により、取扱いいただけない場合があります。使用される場合は、受診される医療機関等に相談するよう職員にお知らせ願います。

資格取得（喪失）証明書の様式について、別紙のとおり添付しますので、適宜ご利用ください。

５　健康保険任意継続への加入者について

　　協会けんぽの任意継続については、希望者が直接協会けんぽに申請を行ってください。なお、資格喪失届の提出が遅れると、任意継続の保険証到着が大きく遅れることもありますので、資格喪失届につきまして、出来るだけ早い提出をお願います。

６　標準報酬月額の修正について

　　号級誤りや算入漏れ等により、資格取得時に遡って標準報酬月額が誤っていた場合は、「標準報酬月額修正届」の提出が必要です。添付している記入例を参考に、資格取得時に作成した資格取得届を使用して「標準報酬月額修正届」を作成してください。また根拠資料として、正しい金額を見え消し修正及び追記した被保険者台帳を添付してください。